

1 検討の方向性

- 職業訓練を必要とする求職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があり、昨今の求職動向を見ると、精神障害者及び発達障害者等に対する職業訓練の需要が高まっていると考えられるが、当該者を対象とした訓練科は十分でなく、訓練科の拡充が必要
- 障害者であることを明かすことを躊躇する者や、手帳を所持しておらず医師の診断も受けていない特別な配慮を要する者なども多いため、当該者が受講することが有効な一般の訓練科の整備が必要
- 東京障害者職業能力開発校では、施設の建替えに伴う訓練科の見直しが必要であり、見直し後の訓練科は他の障害者職業能力開発校のモデルとして期待

2 主な課題と対応策

(1) 訓練科

- 障害者を対象とした職業訓練は、身体障害者、知的障害者を対象としたものが中心
 - ⇒ 精神障害者及び発達障害者等を対象とした訓練科を拡充
 - ⇒ 一般の職業能力開発校において、精神障害者及び発達障害者等を対象とした短期間の訓練(導入訓練)を設置。設置の際は精神保健福祉士等の専門家を配置
 - ⇒ 東京障害者職業能力開発校では、平成30年度より、精神障害者及び発達障害者等を対象とした導入訓練の拡充を検討
- 精神障害者及び発達障害者等は、障害者であることを明かすことを躊躇する者や、手帳を所持しておらず医師の診断も受けていない特別な配慮を要する者なども多いため、当該者が受講することが有効な一般の訓練科の整備が必要
 - ⇒ 一般の職業能力開発校において、就業経験がない又は少ない若者等を対象とした就業に必要な知識、マナー等を習得するための短期間の訓練科を整備

職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について(概要)

～ 障害者職業能力開発校に関する在り方検討会報告書 ～ [平成28年7月29日]

(2) 職業訓練指導員等の体制、人材育成

- 障害者を対象とした職業訓練の指導員配置基準が定められていないため、一般の職業訓練の基準を準用
⇒ 障害者を対象とした職業訓練指導員の拡充を促進するため、障害者を対象とした訓練科に特化した配置基準を策定
- 精神障害者及び発達障害者等に対する訓練指導技法は、訓練科に係る専門分野の技能習得のみならず、障害特性等の理解が必要であるが、都道府県営の職業能力開発校の職業訓練指導員は障害者訓練の専門的知識を得る機会が十分ではない
⇒ 障害者に対する職業訓練を専門的に担当する職業訓練指導員を配置する(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校が実施する研修の積極的受講、研修の拡充

(3) 施設、周知

- 障害者職業能力開発校はブロック拠点設置のため、入寮する訓練生も多いが、寮が相部屋の場合が多く個室化が必要
⇒ 個室化した場合の安全管理上の体制整備を図るため、施設にセンサーを設置した安全性に配慮したサービスを導入
- 障害者に対する職業訓練に関し、求職障害者や関係機関に対する訓練実施施設、訓練内容等の周知が不十分
⇒ 厚生労働省ホームページにおいて、障害者に対する職業訓練に関する訓練内容等を閲覧できるよう整備
⇒ 地域の関係機関との連携を強化し、関係機関の参集する会議等の場において、障害者に対する職業訓練の推進に重点を置いた議論を推進

(4) その他

- 障害者職業能力開発校、一般の職業能力開発校における中高年齢層の在職障害者を対象とした在職者訓練の拡充
- 各職業能力開発校の特色に応じた施策の推進